



札幌市告示第 6313 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 14 日

札幌市長 秋元 克 広



記

- 1 指定管理者の名称
日興美装工業株式会社
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 退去に関する業務
 - (2) 施設・設備等の修繕（随時修繕、緊急修繕及び空き住宅修繕）に関する業務
 - (3) 施設・設備等の保守点検（日常点検及び法定点検）に関する業務
 - (4) 施設・設備等の整備に関する業務
 - (5) 上記に掲げる業務に付随する業務

別表2 中央区、東区及び白石区

名 称	位 置	指定管理者
北 円 山 団 地	札幌市中央区北8条西26丁目	札幌市北区北19条西4丁目1番2号 日興美装工業株式会社 代表取締役 櫻井和久
桑 園 北 団 地	札幌市中央区北21条西15丁目	
南 7 条 団 地	札幌市中央区南7条西14丁目	
北 栄 団 地	札幌市東区北31条東2丁目、北31条東3丁目、北32条東2丁目	
北 東 団 地	札幌市東区北20条東16丁目、北20条東17丁目、北21条東16丁目、北21条東17丁目	
美 香 保 団 地	札幌市東区北17条東10丁目、北17条東12丁目、北18条東10丁目、北18条東12丁目	
元 町 中 央 団 地	札幌市東区北24条東19丁目	
東 苗 穂 団 地	札幌市東区東苗穂1条3丁目	
苗 穂 団 地	札幌市東区北6条東19丁目	
札 苗 団 地	札幌市東区東苗穂7条2丁目	
伏 古 団 地	札幌市東区伏古3条3丁目、伏古3条4丁目、伏古6条5丁目	
光 星 団 地	札幌市東区北9条東7丁目、北10条東8丁目、北10条東9丁目、北11条東8丁目、北12条東7丁目、北12条東8丁目、北13条東8丁目	
東 新 道 団 地	札幌市東区北34条東28丁目	
丘 珠 団 地	札幌市東区伏古14条3丁目	
栄 町 団 地	札幌市東区北45条東12丁目	

開成団地	札幌市東区北20条東22丁目、 北22条東23丁目、伏古6条2 丁目
北21条団地	札幌市東区北21条東1丁目
東雁来団地	札幌市東区東雁来12条4丁目
パレメゾン元町	札幌市東区北30条東18丁目
ライフステージN42	札幌市東区北42条東13丁目
グランドコート東苗穂	札幌市東区東苗穂5条2丁目
メゾン・エスポ ワールN37	札幌市東区北37条東29丁目
東札幌団地	札幌市白石区東札幌1条5丁目
白石中央団地	札幌市白石区本郷通1丁目北
南郷団地	札幌市白石区南郷通6丁目南
本郷団地	札幌市白石区本通10丁目南、本 郷通10丁目南、本郷通10丁目 北
東川下団地	札幌市白石区川下1条6丁目、川 下3条5丁目
北郷団地	札幌市白石区北郷6条10丁目、 北郷7条10丁目
菊水上町団地	札幌市白石区菊水上町4条1丁目